

ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センターとは小さなお子さんを持つ親が安心して子育てができるよう、地域（市内）の人たちが互いに助け合っていくことをめざした相互援助活動を行う組織です。

お子さんを預けたい人と、預かってくださる人をもって会員組織を構成し、その会員相互による育児援助活動を行います。会員の自発性と責任性を尊重するために有償制をとっています。

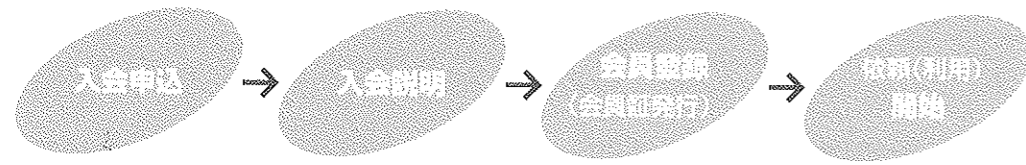
1 会員について

お子さんを預かってほしい方を**依頼会員**、お子さんを預かってくださる方を**支援会員**といます。

- (1) **依頼会員**とは
市内に在住または在勤で、3ヶ月以上の乳児から小学6年生までのお子さんの保護者の方ならどなたでもなれます。
- (2) **支援会員**とは
市内に在住で、小さな子どもの育児や保育に理解と熱意のある健康な方ならどなたでもなれます。資格等はとくに必要ありませんが、入会に際してセンターで実施する研修を受けていただきます。
- (3) **両方会員**とは
依頼会員、支援会員両方の要件が必要です。

2 会員になるにあたっての手続き

- (1) **依頼会員** ピンク色の入会申込書に必要事項を記入して、センター事務局に郵送



- (2) **支援会員** 青色入会申込書に必要事項を記入して、センター事務局に郵送



※活動開始後も、事例研究・情報交換の研修等を実施します。

- (3) **両方会員** 支援会員と同じ

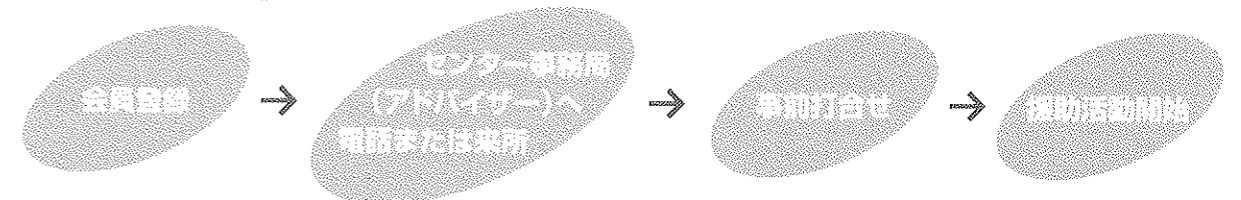
3 援助活動の内容

- (1) **支援会員**による援助活動の内容は次のとおりです。
 - ① 保育園、幼稚園、小学校及び放課後児童ホーム(学童保育)等(以下「保育施設等」という)の開始時間まで子どもを預かること。
 - ② 保育施設等の終了後、子どもを預かること。
 - ③ 保育施設等への子どもの送迎を行うこと。
 - ④ その他会員の育児援助のため臨時的に子どもを預かること。(会員の通院、行事参加、リフレッシュなど)
- (2) 援助活動は、**支援会員**の家庭において行います。ただし、止むを得ない場合は、**依頼会員**の家庭及び家庭以外の場所において行うことができます。
- (3) 子どもの宿泊は原則として行いません。

4 援助活動の時間

- (1) 午前7時から午後7時までの時間帯で育児の援助が必要な時間
(ただし、特別な事情がある場合はこの限りではありません)
- (2) 1回につき最低1時間とし、1時間を超える場合は30分単位とします。

5 援助活動申込みの手順は……



●2回目以降で**支援会員**が同じ人の場合は、事前打合せを省略することができます。

6 利用料金について

- (1) **依頼会員**が**支援会員**に支払う利用料金

区分	利用料金の額
月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時	1時間あたり 700円
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに上記の時間帯以外の時間	1時間あたり 900円

※子どもの送迎等に係る交通費及び**支援会員**が用意した飲食物、おむつ等がある場合は、その費用をファミリー・サポート・センターの基準に従って、別途支払をお願いします。こととなります。
※複数の子どもを預ける場合は2人目から半額とします。

7 補償保険の加入

- (1) 会員は、相互援助活動中の事故に備え、「地域子育て支援事業補償保険」に一括して加入していただきます。なお、保険料は市が負担します。
- (2) 保険は、傷害保険（**支援会員**）、賠償責任保険、依頼子ども傷害保険及び研修・会合傷害保険です。

8 センターの組織図

- 研修会等の実施
- 交流会等の実施
- 広報

